

鳥取県高等学校体育連盟細則

(支部及び専門部)

第 1 条 本連盟の専門機関は以下の通りである。

- 1 地区支部 (3 支部)
 - 東部支部 鳥取市・岩美郡・八頭郡
 - 中部支部 倉吉市・東伯郡
 - 西部支部 米子市・境港市・西伯郡・日野郡
- 2 競技種目専門部 (33 専門部)
陸上競技・バレーボール・バスケットボール・水泳・体操・相撲・ソフトテニス
・ソフトボール・ハンドボール・サッカー・卓球・柔道・剣道・スキー・登山・
バドミントン・ボート・弓道・ボクシング・駅伝・ラグビーフットボール・
レスリング・テニス・ウェイトリフティング・自転車・ホッケー・アーチェリー
・フェンシング・カヌー・ヨット・空手道・なぎなた・ライフル射撃
- 3 その他の専門部 (2 専門部)
調査研究・定通制
- 2 専門部の新設及び廃止は評議員会で決める。
- 3 専門部の運営については、本連盟の規約に従いそれぞれの部において定める。
- 4 専門部の会計については、本連盟の規程に従い処理する。

(役員)

第 2 条 役員を選出基準は以下の通りとする。

- 1 常任評議員 (19 名)

会	長 (1)	副	会	長 (3)	支	部	副	会	長 (3)									
理	事	長 (1)	副	理	事	長 (2)	支	部	副	理	事	長 (3)						
事	務	局	長 (1)	支	部	事	務	局	担	当 (2)	専	門	委	員	長	会	代	表 (3)
- 2 監事 (3 名)
校長 (公私各 1 名) 教育委員会主管課課長補佐 (1 名)
- 3 参与
加盟校・準加盟校校長
- 4 学校評議員 (39 名)
加盟校・準加盟校より 1 名。但し、定時制・通信制は 1 校とみなす。
- 5 (財) 全国高体連の役員は会長及び理事長がその任にあたる。
- 6 中国高体連の役員は会長、理事長及び副理事長がその任にあたる。ただし、副理事長として任にあたる者は、2 名いる副理事長が一期毎に交互に任にあたることとする。

(加盟)

第 3 条 本連盟は鳥取県内高等学校、特別支援学校、広域通信制高等学校及び高等専門学校で本連盟の趣旨に賛同する者をもって構成する。

第 4 条 本連盟の加盟は学校単位とし、加盟校は校長を代表とする。

第 5 条 加盟者が本連盟規約に違反したときは、評議員会の決議により加盟を解除することができる。

(負担金)

第 6 条 本連盟負担金の決定は評議員会において、審議決定する。

第 7 条 負担金は各学校において一括 5 月末日までに納入することを原則とする。

第 8 条 納入方法は加盟校毎にまとめ、本連盟の納入書類に所要事項を記して納入する。

第 9 条 生徒数は 5 月 1 日現在の在籍者数とする。ただし、休学者・留学者は除く。

第 10 条 既納の負担金はいかなる理由があっても返還しない。但し事務上の過誤によるものはこの限りではない。

第 11 条 負担金として生徒一人当たりの年額は、次の通りとする

- 1 年間負担金

全	日	制	9 0 0 円			
高	等	専	門	学	校	7 0 0 円
定	時	制	3 5 0 円			
通	信	制	3 5 0 円			
広	域	通	信	制	3 5 0 円	
特	別	支	援	学	校	2 5 0 円

2	入学時負担金	全日制	500円
		高等専門学校	350円
		定時制	150円
		通信制	150円
		広域通信制	150円
		特別支援学校	100円

(本連盟が関与する対外運動競技会の開催並びに参加基準)

- 第12条 本連盟の加盟校は本連盟、中国高体連及び(財)全国高体連主催の大会に出場できる。
- 2 学校教育活動としての対外運動競技会の開催並びに参加については、次の基準に基づくものとする。
- 1 全国大会の参加は、全国高等学校総合体育大会を原則とする。
 - 2 ブロック大会の参加は、中国高体連主催の中国高等学校種目別大会を原則とする。
 - 3 県内大会の開催は、県高等学校総合体育大会、新人大会を含め年4回以内(前項の全国・ブロック大会の県内予選を含む)とする。
 - 4 県内地区大会の開催は、県内大会の開催基準に準ずる。
 - 5 本連盟加盟校は、本連盟の主催または後援する以外の大会に出場する場合は、本連盟会長に届け出るものとする。
 - 6 本連盟が関与する対外運動競技会並びに参加基準の詳細は、別にこれを定める。

(表彰)

第13条 本連盟は次の表彰を行う。

- 1 感謝状
- 2 優秀指導者賞
- 3 特別指導者賞
- 4 スポーツ賞

第14条 表彰規程は別にこれを定める。

(報告規定)

第15条 専門部は次の事項を所定の様式により報告するものとする。

- 1 専門部規約
 - 2 専門部役員(年度当初)
 - 3 専門部行事予定(年度末)
 - 4 専門部会計予算(年度当初)
 - 5 専門部会計決算(年度当初)
 - 6 大会報告(原則大会終了後1週間以内)
- 2 報告に関する詳細は別にこれを定める。

(総会)

第16条 評議員会と専門委員長会の合同会議を総会とする。

- 2 総会において専門委員長の発言を認める。
- 3 総会における議決権は評議員会の構成員である常任評議員及び学校評議員にある。

昭和46年	4月1日	一部改正
昭和63年	4月19日	一部改正
平成9年	4月17日	一部改正
平成16年	4月22日	一部改正
平成18年	4月25日	一部改正
平成20年	4月24日	一部改正
平成22年	4月21日	一部改正
平成22年1	2月14日	一部改正
平成24年	2月22日	一部改正
平成25年	2月18日	一部改正(第1条2項、第2条4項)
平成29年	2月17日	一部改正(第1条2項)